

姫島村地域防災計画 改定の概要

令和8年3月

姫 島 村

目 次

第 1	計画改定の方針	1
第 2	姫島村地域防災計画の位置付け	1
第 3	計画の体系（全体構成）	2
第 4	近年の国等の主な防災対策	3
第 5	県地域防災計画の修正	18
第 6	計画の目次構成	22
第 7	主な改定項目	29

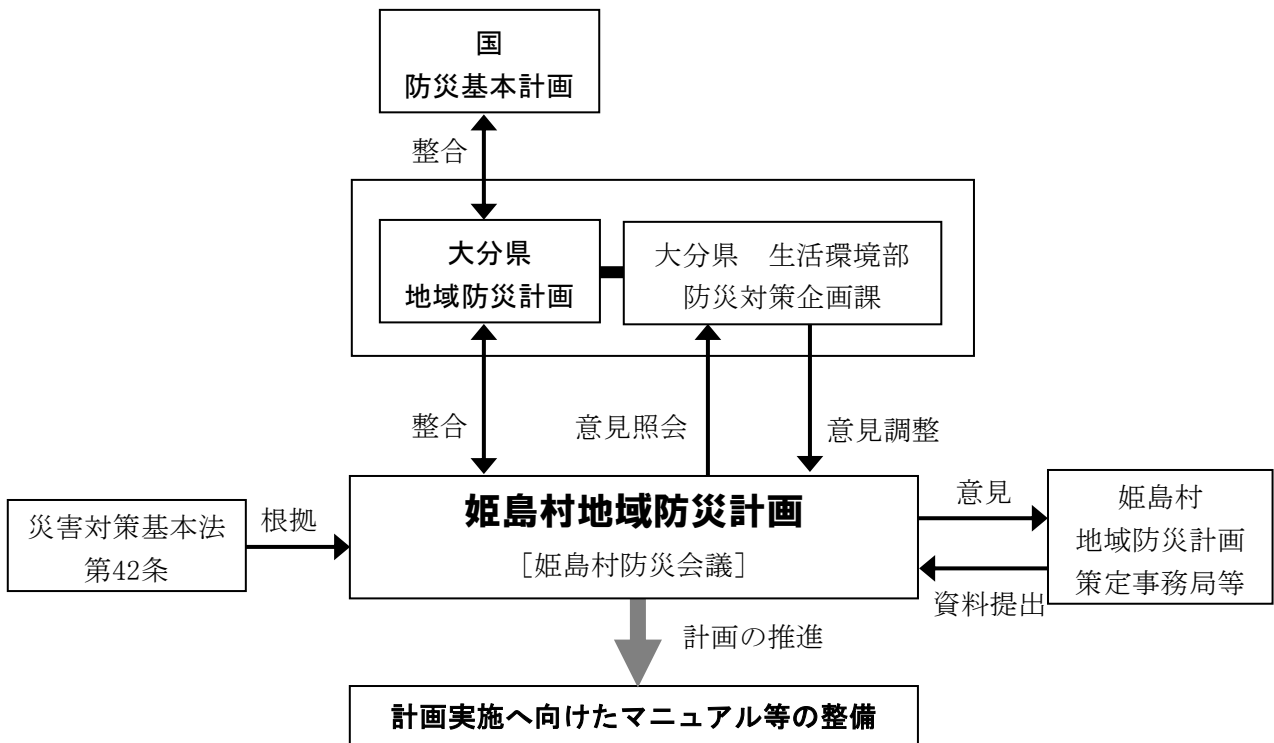
第1 計画改定の方針

姫島村地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、姫島村防災会議が作成する災害対策に関する計画であって、国の防災基本計画、大分県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）及び各種法令等との整合性を図りつつ、近年の災害の教訓を反映し、本村の防災・減災対策の指針になるものとして見直すとともに、村の防災体制についても再度検討を行い、より実践的かつ効率的な地域防災計画となるよう更新を行うことを目的とします。

村、県、防災関係機関、事業者並びに村民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、並びに経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要があることから、その実践を積極的かつ計画的に促進するものとします。

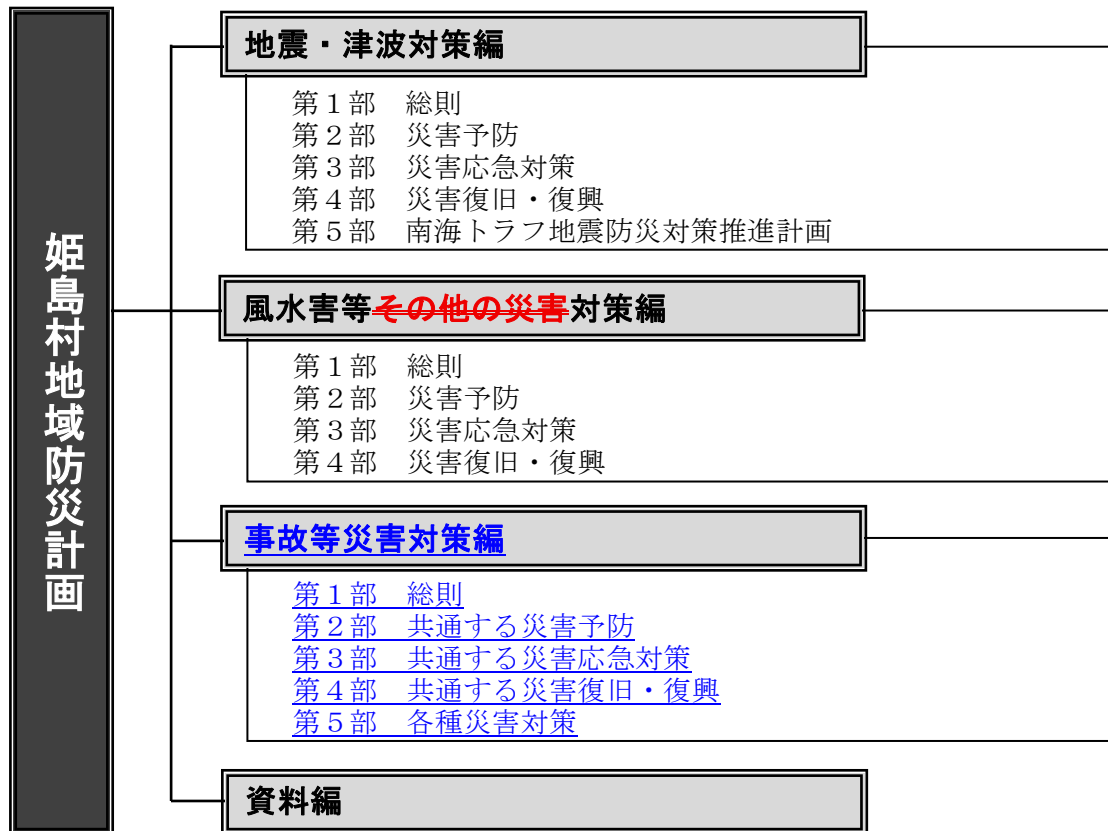
第2 姫島村地域防災計画の位置付け

姫島村地域防災計画の位置付けは以下のとおりです。



第3 計画の体系（全体構成）

姫島村地域防災計画の全体構成は以下のとおりとします。



※青字は新規項目

第4 近年の国等の主な防災対策

【前回修正（平成30年度）以降】

1. 災害廃棄物対策指針の改定（平成30年3月29日）

平成30年に、熊本地震等の近年の災害の知見をもとに改定。

- ① 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応
- ② 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実
- ③ 平時の備えの充実

また、上記に基づき、国、都道府県、市区町村、関係団体などの役割を明記。

2. 防災基本計画の修正（平成30年6月）

関係法令の改正を踏まえた修正（災害救助法・道路法等・水防法等・港湾法）及び最近の災害対応の教訓を踏まえた以下の修正がされた。

- ① 迅速な救助の実施（災害救助法）
- ② 被害最小化や支援強化（道路法等、水防法等、港湾法）
- ③ 「逃げ遅れゼロ」の実現（水防法等）
- ④ 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正
- ⑤ 平成30年1月～2月の大雪対応を踏まえた修正

3. 市町村のための水害対応の手引き（平成30年6月改訂）

平成29年7月九州北部豪雨災害や規程・運用指針等の改定を踏まえ、2回目の改訂が実施された。

- ① 平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた改訂
- ② 規程・運用指針等の改定を踏まえた改訂
- ③ その他記載内容の修正

4. 平成30年7月豪雨を踏まえ2019年度出水期までに実施する具体的な取組（平成31年3月29日）

平成30年7月豪雨を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、中央防災会議のもとに設置した「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」にて今後実施すべき取組について取りまとめられた（平成30年12月）。本報告を踏まえ、5つの代表的な取組例をはじめとし、2019年度出水期までに関係省庁が連携して今後実施する取組の具体的な内容についてとりまとめられた。

- ① 学校における防災教育・避難訓練
- ② 住民が主体となった地域の避難に関する取組強化（地域防災リーダーの育成等）
- ③ 「防災」と「福祉」の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進
- ④ 住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供
- ⑤ マルチハザードのリスク認識

5. 防災基本計画の修正（令和元年5月）

- ① 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正
- ② 平成30年度に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正
- ③ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

6. 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月）

「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が令和2年3月に示され、判定する住家の被害の程度について、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされた。

7. 防災基本計画の修正（令和2年5月）

（1）主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

- ① 災害リスクととるべき行動の理解促進
- ② 河川・気象情報の提供の充実
- ③ 災害廃棄物処理体制の整備
- ④ 被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化
- ⑤ 自然災害即応・連携チーム会議の開催

（2）主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

- ① 災害に慣れていない自治体への支援の充実
- ② 長期停電・通信障害への対応強化
- ③ 被災者への物資支援の充実

（3）その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- ② 船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衝工設置
- ③ 無人航空機を活用した情報収集
- ④ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
- ⑤ 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

8. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応（令和2年6月）

新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】が内閣府から公表された。

第Ⅰ編は、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関し、詳細を示すため、Q&Aを整理したもの。第Ⅱ編は、これまでに発出した通知・事務連絡で示した留意事項等を個別分野ごとに分類して整理したもの。

9. 被災者生活再建支援法の改正（令和2年12月）

被災者生活再建支援法が改正され、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）が追加された。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年12月4日公布・施行）により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分となった。

10. 「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」の公表（令和2年12月）

以下のとおり、最終とりまとめが公表されたが、内容については災害対策基本法の改正が必要となることから、改正法が成立し施行されるまでの間は、現行法に従って引き続き運用していくことになる。

- ① 避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化。（現行で避難勧告を発令しているタイミングで避難指示を発令。）
- ② 災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、避難場所等への避難から、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保する行動へと行動変容するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づける。（河川の越水・溢水の見通しに関する情報提供や、大雨特別警報（土砂災害）の発表等、災害が切迫したタイミングでも発令することができる情報とする。）
- ③ 早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直す。
- ④ 大規模広域避難を円滑に行うために「災害が発生するおそれ」の段階で災害対策本部を設置する。
- ⑤ 「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が広域避難の協議及び居住者等の運送要請を行うことができる仕組みを制度化する。

11. 「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の公表（令和2年12月）

以下のとおり、最終とりまとめが公表されたが、個別計画に関する対応としては、災害対策基本法等の見直しの検討を進めている。

- ① 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐために関係者との連携を進める。
- ② 個別計画（避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進すること。関係者と連携して策定することとし、策定事務の一部を外部に委託することも可能。（個別計画は、市区町村や関係者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるものとの位置付け）
- ③ 福祉避難所ごとに受入対象者を特定して公示する制度を創設するとともに、個別計画等の策定プロセスを通じて事前に受入れ者の調整等を行い、直接の避難を促進していく。
- ④ 個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に地区防災計画の素案策定を促すとともに、個別計画との整合を図れるよう、地域の様々な分野の関係者が地区防災計画の素案策定に関わる環境を整える。

12. 災害対策基本法等の一部改正（令和3年5月）

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部が改正された。

（1）災害対策基本法の一部改正

- ① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
- ② 災害対策の実体制の強化

（2）内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

（3）災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用として、国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

（4）目標・効果

広域避難に関する取組の推進として、広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合2020年度：80%⇒2025年度：100%

13. 避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月10日）

災害対策基本法が令和3年に改正（5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となるよう、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表された。

法改正に伴う改定のほか、「災対法条文と警戒レベルの関係」「避難行動」「発令対象区域の絞り込み」等について内容の充実が図られたほか、よく挙げられる疑問に対し、「関連情報」として詳細解説が行われた。

14. 防災基本計画の修正（令和3年5月）

（1）災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- ① 災害対策本部の見直し
- ② 個別避難計画の作成
- ③ 避難勧告・避難指示の一本化等
- ④ 広域避難に関する事項

（2）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- ① 避難所における感染症対策
- ② 避難所開設・運営訓練の実施
- ③ パーティション等の備蓄の促進
- ④ コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
- ⑤ 被災自治体への応援職員等の感染症対策

（3）その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 災害対応業務のデジタル化の推進
- ② 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- ③ 今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- ④ あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- ⑤ 首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進
- ⑥ 事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ⑦ ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
- ⑧ 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- ⑨ 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- ⑩ それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- ⑪ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

15. 福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定（令和3年5月）

（1）改定の趣旨

指定福祉避難所の指定を促進し、事前に受入対象者を調整し、人的物的体制の整備を図り、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化

（2）主な改定内容（記載の追加）

- ① 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）
- ② 指定福祉避難所への直接の避難の促進
- ③ 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策
- ④ 緊急防災・減災事業債を活用した指定福祉避難所の機能強化

16. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定（令和3年5月）

（1）優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

市町村が主体で、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

（2）個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

個人番号（マイナンバー）を活用し、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる

（3）個別避難計画の作成に関する留意事項

- ① 計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ② 避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ③ 避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ④ 計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ⑤ 個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ⑥ 社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

17. 水害からの広域避難に関する基本的な考え方（令和3年5月）

広域避難の実効性を確保するため、各地域の行政機関や公共交通機関等の関係機関が、平時から顔の見える関係を構築し、地方公共団体において必要な検討や協定の締結等を進めていく必要がある。これを踏まえ、地方公共団体において広域避難の検討を促進し、地域や住民が広域避難の必要性を理解し、円滑な広域避難の実施につながるよう、地方公共団体が広域避難の検討を行う際に活用することを目的として、基本的な考え方や検討手順、先進事例等についてとりまとめた。

18. 令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告） （令和4年2月）

（1）目指す社会

- ① 住民：「自らの命は自らが守る」意識を持つ
- ② 行政：住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する

（2）住民

- ① 課題：避難情報が発令されても、住民が適切に避難行動をとれていない
 - ア 住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識が低い
 - イ 災害の切迫感・臨場感が住民に伝わっていない
- ② 住民の適切な避難行動の促進に向けた対応
 - ①住民は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとる
 - ア 住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識の向上
 - イ 災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押し

（3）行政

- ① 課題：市町村は、避難情報の発令を躊躇するなど、適切に避難情報を発令できていない
 - ア 市町村における災害対応に関する理解が不十分
 - イ 避難情報の発令において、技術的な判断が困難
 - ウ 避難情報の発令において、心理的な負担
- ② 市町村による避難情報の適切な発令に向けた対応
 - ア 行政は、住民が主体的な避難行動をとれるよう全力で支援
 - イ 住民主体の防災対策への転換が必要であることを行政がしっかりと理解
 - ウ 市町村の人材育成や専門家等から市町村への支援の充実を図り、災害対応力を向上

19. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年5月27日公布）

静岡県熱海村で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生→甚大な人的・物的被害（令和3年7月）を踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称”盛土規制法”

※国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

（1）スキマのない規制

- ① 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ② 規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象に

（2）盛土等の安全性の確保

- ① 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ② 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

（3）責任の所在の明確化

- ① 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ② 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

（4）実効性のある罰則の措置

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

20. キキクル（危険度分布）における「黒：災害切迫」の新設等〔気象庁〕（令和4年6月1日）

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報が変更になったが、警戒レベルのカラーコードとキキクル（危険度分布）のカラーコードが一致していなかったため、警戒レベルとの齟齬を解消し、警戒レベル相当情報としてより分かりやすく危険度を伝えることができるように「黒：災害切迫」（警戒レベル5相当）が新設され、「うす紫：非常に危険」と「濃い紫：極めて危険」が「紫：危険」（警戒レベル4相当）に統合された。

21. 防災基本計画の修正（令和4年6月）

（1）令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

<令和3年7月1日からの大雨>

- ① 盛土による災害の防止に向けた対応
- ② 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
- ③ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

<海底火山「福徳岡ノ場」の噴火に伴う軽石被害>

航路等に漂流する軽石の除去

<トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>

海外で大規模噴火が発生した場合等の情報の周知や津波における避難指示の適切な発令

（2）関連する法令の改正を踏まえた修正

<津波対策の推進に関する法律の改正>

津波対策の推進

<海上交通安全法等の改正>

船舶交通の安全確保

<航空法施行規則の改正>

災害応急対策に従事する航空機の安全確保

（3）その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 防災情報のデータ連携のための環境整備
- ② 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進
- ③ 線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等
- ④ 避難所における食物アレルギーへの配慮
- ⑤ 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備
- ⑥ 一般送配電事業者等における無電柱化の促進

22. 改正個人情報保護法施行後の避難行動要支援者名簿情報等の取扱い（令和5年4月）

改正個人情報保護法の施行（令和5年4月1日）後は、一般的な個人情報の外部提供は個人情報保護条例ではなく、改正個人情報保護法で利用目的以外の利用が制限されることとなるが、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、本人同意を得た上で、平常時から名簿情報を外部に適用することが可能（条例に特別の定めがある場合は、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず提供できる。）となる。

23. 防災基本計画の修正（令和5年5月）

（1）令和4年に発生した災害を踏まえた修正

＜北海道知床で発生した遊覧船事故＞

旅客船の総合的な安全・安心対策の強化

＜トンガ諸島の火山噴火による潮位変化＞

火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

（2）最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 多様な主体と連携した被災者支援
- ② 国民への情報伝達
- ③ デジタル技術の活用

24. 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和5年5月31日一部施行、11月30日施行）

防災に関する情報提供の充実に向けて、国・都道府県が行う洪水等の予報・警報や民間の予報業務の高度化・充実を図るため「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が、公布・施行された。

（1）国・都道府県による予報の高度化

- ① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化
- ② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施

（2）民間事業者による予報の高度化

- ① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化
- ② 防災に関連する予報の適切な提供の確保
- ③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充

25. 第13次地方分権一括法に伴う災害対策基本法改正（令和5年6月16日公布）

罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、住家の構造や住家の全体構成を示す図面等の情報が必要なため固定資産課税台帳等を利用できれば調査の迅速化につながるが、地方税法上漏らしてはならない「秘密」に該当するため利用できなかったが、固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とする旨の見直しが行われ、被災者の住家に関する情報をその保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用が可能になった。

26. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（令和5年6月16日内閣府告示）

被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急の修理を可能とする制度。令和元年房総半島台風（第15号）や、令和3・4年発生 of 福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大し、ブルーシートの展張が実施できる団体等を把握しておらず、対応が後手に回ったことや高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生したことが背景にある。（令和5年4月1日から適用）

27. 国土強靱化基本法の一部改正に伴う国土強靱化基本計画の変更（令和5年7月28日閣議決定）

（1）4つの基本目標

- ① 人命の保護
- ② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

（2）国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

- ① 国土強靱化の理念に関する主要事項
- ② 分野横断的に対応すべき事項
- ③ 社会情勢の変化に関する事項【新規】
- ④ 近年の災害からの知見【新規】

（3）国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

- ① 国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理
- ② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- ③ デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化【新規】
- ④ 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- ⑤ 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）【新規】

（4）脆弱性評価

- ① 12の個別施策分野 [1. 行政機能/警察・消防等/防災教育等、2. 住宅・都市、3. 保健医療・福祉、4. エネルギー、5. 金融、6. 情報通信、7. 産業構造、8. 交通・物流、9. 農林水産、10. 国土保全、11. 環境、12. 土地利用（国土利用）]
- ② 6の横断的分野 [A. リスクコミュニケーション、B. 人材育成、C. 官民連携、D. 老朽化対策、E. 研究開発、F. デジタル活用【新規】]

28. 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令、内閣府令（令和5年9月1日施行）

緊急通行車両のうち、政令で定めるもの（災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）については、当該車両に該当することの確認を受けることとされており、その確認は災害発生時等においてのみ行うこととされているが、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うことができることとする。

また、災対法施行令に基づく確認の申出の手続について、現状、各知事・公安委員会によって必要な書類等の一部が異なっているため、上記確認を的確かつ円滑に行えるようにするとともに、申出者の利便性の向上を図るため、災対法施行令に基づく確認に係る申出書及び添付書類について規定するほか、標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納等について規定する。

29. 土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国土交通省通知 令和5年11月10日）

令和6年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しない。また、令和6年度以降、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶ。

30. 防災基本計画の修正（令和6年6月28日）

（1）最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 新たな総合防災情報システムの運用開始
- ② 水害対策の強化
- ③ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

（2）関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

活動火山対策の強化

<医療法の改正>

災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

緊急通行車両確認標章等の事前交付

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- ① 被災地の情報収集及び進入方策
- ② 自治体支援
- ③ 避難所運営
- ④ 物資調達・輸送

<その他各省庁における振り返り>

- ① 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- ② より実態に即した液状化リスク情報の提供

31. 原子力災害対策指針の修正（令和6年9月1日）

原子力災害対策指針について、原子力災害医療に係る研修及び訓練の対象者に関する記載の修正のほか、全国規模で原子力災害医療に携わる者を確保するための体制整備として、原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設等を行うため、所要の改正が行われた。

32. 罹災証明書の様式の統一化について(令和6年11月8日府政防第1481号)

罹災証明書の申請書様式は、村区町村において任意の様式が使用されてきたところ、令和6年能登半島地震では、被災者の命と健康を守る観点から2次避難（広域避難）を実施したことに伴い、広域避難先から住家が所在する自治体に対して罹災証明書の交付を申請する必要があったことを踏まえ、申請書様式についても、事前に統一化を図り発災時における被災者支援を迅速に進めるための環境整備を進める必要があることを踏まえ、罹災証明書の申請書に係る統一様式が提示された。

33. 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」の改定（内閣府：令和6年12月改定）

令和6年6月に、避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会が「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換等を取りまとめ、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループが令和6年11月に能登半島地震の対応を踏まえた各種取組の実施や避難所の在り方の見直しについて取りまとめたことをうけて、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」が改定された。

スフィア基準に沿った、避難所における1人当たりの居住スペースや必要な備品確保及び備蓄、トイレ設定の基準や女性用・男性用の割合、入浴施設の設置等を含め、トイレの確保・管理（トイレカー・トイレトレーラーの確保等）、食事の質の確保（キッチンカーの活用や飲食業協同組合による調理人の派遣等）、生活空間の確保（パーティションや段ボールベッドを避難所の開設時に設置すること等）、生活用水の確保（シャワーや仮設風呂設置のための資機材の備蓄等）が示されている。

34. 災害時の保健活動について〔厚生労働省 令和6年度健康危機における保健活動会議〕（令和7年1月21日）

（1）保健師等チーム（保健師等広域応援派遣）の活動について

- ① 避難所等における被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図ることを目的とし、要請を受けた被災市町村等へ派遣を行う。
- ② 各都道府県の職員及び当該都道府県内に所在する保健所設置市、特別区及びその各市町村の保健師、その他の専門職及び業務調整員（以下、「保健師等」という。）、概ね3～5人程度で班を構成
- ③ 現地での保健師等チームの活動は、避難所の健康支援、在宅訪問（ローラー）調査、在宅要支援者の健康支援のほか、市町村における受援体制や保健活動のマネジメント機能に関する活動も一部で実施
- ④ 現地での保健師等チームの活動の主な指揮者は、DHEATが多く、次いで被災市町保健師となっている。連携によりもっとも効果的な活動ができたのはDMATであるが、DMATのほか多くの他の災害支援チームと連携
- ⑤ 自治体保健師は、DHEAT及び保健師等チーム以外にも対口支援やDPATにも参加

（2）自治体における災害時保健活動について

- ① 能登半島地震発生前は、保健所設置市や一般市町村のとの合同編成の応援派遣計画や受援対応に関する計画までは整備されていなかった。
- ② 災害時保健活動マニュアルの改訂歴がある都道府県は約6割。改訂のタイミングは、応援派遣経験、被災経験の後が多い。
- ③ 市町村における災害時保健活動マニュアル策定状況は、保健所設置市では約4割、その他の市町村では約7割で災害時保健活動のマニュアルを策定していない状況
- ④ 市町村が災害保健活動マニュアルと策定しているかを把握している都道府県は約6割。保健所の市町村のマニュアル策定や見直しへの支援内容は、情報提供や学習会の企画・実施が多い。
- ⑤ 被災市町においては復旧・復興事業に従事する職員が不足する状況にあることから、全国の地方公共団体等からの中長期の職員派遣等が必要となっており、職員派遣の要請が行われている

- ⑥ 全国市長会及び全国町村会から各会員団体に対し、令和7年度における被災市区町村に対する職員の派遣等について依頼がなされている

(3) 市町村における災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド（本編初版 令和6年3月）

- ① 市町村は、災害が発生するとその直後から、復旧復興、そして平時に至るまで、地域住民の生命や健康の確保、生活等の支援に対して中長期的にかかわる立場にあり、災害時において、必要とされる業務の全体像を踏まえ、具体的な行動を示した災害時保健活動マニュアルの存在が極めて重要になっている。
- ② 災害時保健活動マニュアルは、災害時に保健活動体制を迅速に立ち上げて対応行動を取るために必要な業務の全体像と行動内容を示す手順書と位置付けており、ガイドの使用者は、市町村の保健師等の保健活動従事者を主たる対象としている。

35. 国土強靱化地域計画内容充実ガイドライン（令和7年2月）

計画策定済みの地方公共団体が、地域の特性・脆弱性を踏まえて必要な施策等を検討し、地域計画の内容を充実させる際に参考としていくことを想定した実務的な手順書として作成された。

内容充実の進め方として、毎年実施可能な簡易チェックを含めたPDCAサイクルや、本格的なチェック・検討をする上で必要な素材、多様な住民周知方法等が紹介されている。

また、地域特性等を踏まえて地域計画の改定を行った事例や、先進的な施策に取り組む自治体の事例が紹介されている。

36. 南海トラフ巨大地震被害想定・防災対策の見直し（令和7年3月31日）

令和5年2月に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、津波高や震度分布、被害想定 of 計算手法等の技術的な検討が行われ、令和5年3月に設置された「南海トラフ巨大地震防災対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理を行うとともに、先の検討会で検討した新たな計算手法を用いて、防災対策の進捗を反映した被害想定の見直しを行い、令和7年3月31日に報告書及び被害想定が公表された。

【令和6年度まで】

第5 県地域防災計画の修正

県地域防災計画は、平成30年6月、令和元年8月、令和2年8月、令和3年8月、令和4年9月、令和5年8月、令和6年9月、令和7年8月に以下のとおり修正しています。

1. 平成30年6月の修正

(1) 九州北部豪雨災害、台風第18号災害等を踏まえた防災・減災対策の強化

- ① 自主防災組織など自助・共助の取組の促進
- ② 孤立した集落への通信手段の確保
- ③ 流木などの災害廃棄物の迅速な処理

(2) 県防災関連施策等を踏まえた見直し

- ① 受援力強化のため災害対策本部に「受援・市町村支援室」の新設
- ② 関係機関との情報共有の強化（次期防災GISの導入）
- ③ 県組織の再編

2. 令和元年8月の修正

(1) 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定の反映

- ① 〔国の認識〕避難勧告や避難指示（緊急）等の危険度の高さ（順番）の認知が低い
- ② 住民がとるべき行動を5段階の警戒レベルに分け、情報と行動の対応を明確化
- ③ 国・県は防災気象情報の発表時に、市町村は避難勧告等の発令時に、対応する警戒レベルを明確にして住民に伝達

(2) 中津市耶馬溪の斜面崩壊や平成30年7月豪雨等を踏まえた防災・減災対策の強化

- ① 局所的で甚大な被害により、消防、県警、自衛隊、建設業協会など関係機関が参集した場合の現地調整の支援
- ② 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」の対策を計画的に実施

(3) 「県地震被害想定調査」見直しの反映

中央構造線断層帯を震源とする地震や南海トラフ巨大地震など、県内で想定される被害想定の見直しを反映

(4) 「鶴見岳・伽藍岳、九重山火山避難計画」策定の反映

噴火警戒レベルが引き上げられた場合の防災対応（体制等）の明確化

3. 令和2年8月の修正

(1) 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の追加

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正に伴い、半割れ等の多様な発生形態への「時間差発生等における円滑な避難の確保等」に関する取組を追記（令和2年2月25日防災対策推進委員会で承認済）

- ① 「事前避難対象地域」の設置
- ② 臨時情報「巨大地震警戒」発表のときの対応（半割れ）

(2) 国の「防災基本計画」修正内容の反映（令和2年5月29日修正）

- ① 主に令和元年東日本台風（第19号）に係る検証を踏まえた修正
- ② 主に令和元年房総半島台風（第15号）に係る検証を踏まえた修正
- ③ その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

(3) 令和元年度の災害検証を踏まえた防災・減災対策の強化

- ① 避難生活者の保護・救援の強化
- ② その他（防災意識の醸成）

4. 令和3年8月の修正

(1) 国の「防災基本計画」の修正内容の反映

- ① 災害対策基本法等の改正を踏まえた修正
- ② 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の修正

(2) 令和2年7月豪雨の災害を踏まえた防災・減災対策の強化

- ① 情報収集体制の強化に向けた取り組み
- ② 適切な避難行動に向けた取り組み
- ③ その他 県の防災関連施策等を踏まえた修正

5. 令和4年9月の修正

(1) 国の「防災基本計画」の修正内容の反映

- ① 令和3年7月の大雨による災害を踏まえた修正
- ② その他

(2) 県等の防災関連施策の進展による修正

- ① 災害時交通マネジメント検討会の設置
- ② 流域治水の推進
- ③ 応援体制等の強化
- ④ 大分県地震・津波防災アクションプランの中間見直しの反映
- ⑤ 指定地方公共機関の追加

6. 令和5年8月の修正

(1) 国の防災基本計画の修正内容の反映

- ① 災害中間支援組織の育成・強化
- ② 長周期地震動階級に係る情報伝達
- ③ 障がい者の情報取得等に係る施策の推進

(2) 県等の防災関連施策の進展による修正

- ① 安否不明者の氏名等公表に関する方針の見直し
- ② 災害時備蓄物資の品目
- ③ 緊急車両確認証標章等の事前交付
- ④ 地震・津波アクションプランの計画期間延長の反映

7. 令和6年9月の修正

(1) 能登半島地震を踏まえた防災対策の見直し

- ① 孤立集落対策の強化
- ② 被災者支援の強化
- ③ 応援・受援体制の強化

(2) その他の防災基本計画の修正内容の反映

- ① 火山防災対策の強化
- ② 女性視点を踏まえた防災対策の推進

8. 令和7年8月の修正

(1) 県の最近の施策の進展等を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震を踏まえた修正>

- ① 孤立集落対策の強化
- ② 被災者支援の強化
- ③ 応援・受援体制の強化

<第2期大分県地農・津波防災アクションプラン策定>

- ① 人的被害を限りなくゼロにすることを旨とする
- ② 27の施策、アクションプラン100項目を設定

(2) (国) 防災基本計画の修正等の反映

<関係法令の改正を踏まえた修正>

- ① 災害対策基本法の改正
- ② 道路法の改正

<令和6年能登半島地震を踏まえた修正>

- ① インフラ・ライフラインの復旧迅速化
- ② 防災DXの加速

<その他の国の施策の進展等を踏まえた修正>

南海トラフ地震防災対策推進地域の追加（日田市、玖珠町）

（3）その他の修正

- ① 災害時における協定の新規締結による修正
- ② 指定地方行政機関等の追加による修正
- ③ 県の組織改正による修正

第6 計画の目次構成

計画の目次構成は次のとおりです。

姫島村地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
地震・津波対策編		
第1部 総則		
第1章 計画の目的		
第1節 計画の目的	○	
第2節 計画の性格と内容	○	
第3節 計画の理念	○	
<u>第4節 計画の位置付け</u>	新規項目	
第4 5節 計画の修正	○	
第5 6節 計画の周知	○	
第2章 姫島村の地勢		
第1節 地形	○	
第2節 地質	○	
<u>第3節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方</u>	新規項目	
第3章 災害とその 地震・津波の特性		
第1節 地震による災害	⊖	
第2節 津波による災害	⊖	
<u>第1節 地震・津波の特性</u>	新規項目	
<u>第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性</u>	新規項目	
<u>第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波</u>	新規項目	
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		
第5章 地震・津波の想定		
第1節 地震・津波想定	○	
<u>第2節 被害想定</u>	新規項目	
第2部 災害予防		
第1章 災害予防の基本方針等		
第1節 災害予防の基本的な考え方	○	
第2節 災害予防の体系	○	
第2章 災害に強いむらづくり		
第1節 被害の未然防止事業	○	
第2節 災害危険区域等の対策	○	
第3節 防災施設の災害予防管理	○	
<u>第4節 地域の防災環境整備</u>	新規項目	
第4 5節 建築物等の安全性の確保	○	
第5 6節 公共施設等の災害予防	○	
第6 7節 特殊災害の予防	○	
<u>第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進</u>	新規項目	
第7 9節 防災調査研究の推進	○	
第8 10節 社会資本の老朽化対策	○	
第3章 災害に強い人づくり		
<u>第1節 自主防災組織</u>	新規項目	
第1 2節 防災訓練	○	

姫島村地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
第3 節 防災教育	○	
第4 節 消防団・ 自主防災組織 ボランティアの育成・強化	○	
第4 節 要配慮者の安全確保	○	
<u>第6節 帰宅困難者の安全確保</u>	新規項目	
<u>第7節 村民運動の展開</u>	新規項目	
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置		
第1節 初動体制の強化	○	
第2節 活動体制の確立	○	新規節立て
第3節 津波からの避難に関する事前の対策	○	新規節立て
第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	○	新規節立て
第5節 救助物資の備蓄	○	新規節立て
<u>第6節 地域の孤立化対策</u>	新規項目	
<u>第5章 その他の災害予防</u>		
<u>第1節 災害対策基金の確保</u>	新規項目	
第3部 災害応急対策		
第1章 災害応急対策の基本方針等		
第1節 災害応急対策の基本方針	○	
第2節 村民に期待する行動	○	
第3節 災害応急対策の体系	○	
第2章 活動体制の確立		
第1節 組織	○	
第2節 動員配備	○	
第3節 通信連絡手段の確保	○	
第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集→ <u>及び関係機関への伝達</u>	○	
第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達	○	
第6節 災害救助法の適用及び運用	○	
第7節 応援協力体制の確立	⊖	
<u>第7節 広域的な応援要請</u>	新規項目	
<u>第8節 防災ヘリコプターの緊急運航の要請</u>	新規項目	
第9 節 自衛隊の災害派遣体制の確立	○	
<u>第10節 他機関に対する応援要請</u>	新規項目	
第11 節 技術者、技能者及び労働者の確保	○	
第12 節 ボランティアとの連携	○	
<u>第13節 帰宅困難者対策</u>	新規項目	
第14 節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	○	
第15 節 交通確保・ <u>輸送</u> 対策	○	
第13節 輸送対策	⊖	15節に含む
第14 節 広報活動・災害記録活動	○	
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動		
第1節 地震・津波に関する情報の村民への伝達等	○	
第2節 地震・津波に関する避難の 勧告 → <u>指示等</u> 及び誘導	○	
第3節 津波からの避難	○	
第4節 救出救助	○	
第5節 救急医療活動	○	
第6節 消防活動	○	

姫島村地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
第7節 二次災害の防止活動	○	
第4章 被災者の保護・救 援 <u>護</u> のための活動		
第1節 避難所運営活動	○	
第2節 避難所外被災者の支援	○	
第3節 食料供給	○	
第4節 給水	○	
第5節 被服寝具その他生活必需品給与	○	
第6節 医療活動	○	
第7節 保健衛生活動	○	
<u>第8節 廃棄物処理</u>	○	新規節立て
第9 節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	○	
第10 節 住宅の供給確保等	○	
第11 節 文教対策	○	
第12 節 社会秩序の維持・物価の安定等	○	
第13 節 義援物資の取扱い	○	
第14 節 被災動物対策	○	
<u>第15節 地域の孤立化対策</u>	新規項目	
第5章 社会基盤の応急対策		
第1節 電気、ガス、簡易水道、下水道、 電話 通信の応急対策	○	
第2節 道路、港湾、漁港等の応急対策	○	
第4部 災害復旧・復興		
第1章 災害復旧・復興の基本方針	○	
第2章 公共土木施設等の災害復旧	○	
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	○	
<u>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要</u>		
<u>第1節 経済・生活面の支援</u>	新規項目	
<u>第2節 住まいの確保・再建のための支援</u>	新規項目	
<u>第3節 農漁業・中小企業・自営業への支援</u>	新規項目	
<u>第5章 激甚災害の指定</u>		
<u>第1節 激甚災害指定の手続き</u>	新規項目	
<u>第2節 特別財政援助</u>	新規項目	
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画		
第1章 総則		
第1節 推進計画の目的	○	
第2節 地震防災対策推進地域	○	
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	○	
第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助		
第1節 津波からの防護のための施設の整備等	○	
第2節 津波に関する情報の伝達等	○	
第3節 津波対策等	○	
第4節 消防機関等の活動	○	
第5節 <u>簡易水道、下水道</u> 、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	○	
第6節 交通対策	○	
第7節 村が自ら管理又は運営する施設に関する対策	○	

姫島村地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
第8節 迅速な救助	○	
<u>第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</u>		
<u>第1節 概要</u>	新規項目	
<u>第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u>	新規項目	
<u>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u>	新規項目	
<u>第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u>	新規項目	
第4章 関係者との連携協力の確保		
第1節 資機材、人員等の配備手配	○	
第2節 他機関に対する応援要請	○	
第3節 帰宅困難者への対応	○	
第4章 <u>第5章</u> 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	○	
第5章 <u>第6章</u> 防災訓練	○	
第6章 <u>第7章</u> 地震防災上必要な教育及び広報	○	
<u>第8章 津波避難対策緊急事業計画</u>	新規項目	
第7章 <u>第9章</u> 南海トラフ地震防災対策計画	○	
風水害等その他の災害対策編		
第1部 総則		
第1章 計画の目的		
第1節 計画の目的	○	
第2節 計画の性格と内容	○	
第3節 計画の理念	○	
<u>第4節 計画の位置付け</u>	新規項目	
第4章 <u>第5節</u> 計画の修正	○	
第5章 <u>第6節</u> 計画の周知	○	
第2章 <u>姫島村の</u> 地勢及び気象		
第1節 位置及び面積	○	
第2節 海岸・山地・丘陵・低地	○	
第3節 土地利用等社会的条件	○	
第4節 地質	○	
第5節 気象	○	
第3章 災害とその特性		
第1節 豪雨災害・台風	○	
第2節 その他の <u>気象災害等</u>	○	
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		
第5章 被害の想定		
第1節 豪雨災害・台風	○	
第2節 その他の災害	○	
第2部 災害予防		
第1章 災害予防の基本方針等		
第1節 災害予防の基本的な考え方	○	
第2節 災害予防の体系	○	
第2章 災害に強いむらづくり		
第1節 被害の未然防止事業	○	

姫島村地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
第2節 災害危険区域の対策	○	
第3節 防災施設の災害予防管理	○	
<u>第4節 地域の防災環境整備</u>	新規項目	
第4 <u>5</u> 節 建築物の災害予防	○	
第5 <u>6</u> 節 農林水産物の災害予防	○	
第6 <u>7</u> 節 防災調査研究の推進	○	
<u>第8節 水災防止対策の実施</u>	新規項目	
<u>第9節 減災対策協議会</u>	新規項目	
第3章 災害に強い人づくり		
<u>第1節 自主防災組織</u>	新規項目	
第1 <u>2</u> 節 防災訓練	○	
第2 <u>3</u> 節 防災 <u>知識の普及・啓発教育</u>	○	
第3 <u>4</u> 節 消防団・ <u>自主防災組織ボランティア</u> の育成・強化	○	
第4 <u>5</u> 節 要配慮者の安全確保	○	
第5 <u>6</u> 節 帰宅困難者の安全確保	○	
第6 <u>7</u> 節 地域ごとの避難計画の策定	○	
第7 <u>8</u> 節 村民運動の展開	○	
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置		
第1節 初動体制の強化	○	
第2節 活動体制の確立	○	新規節立て
第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	○	新規節立て
第4節 救助物資の備蓄	○	新規節立て
<u>第5節 地域の孤立化対策</u>	新規項目	
第5章 その他の災害予防		
<u>第1節 災害対策基金の確保</u>	新規項目	
第3部 災害応急対策		
第1章 災害応急対策の基本方針等		
第1節 災害応急対策の基本方針	○	
第2節 村民に期待する行動	○	
第3節 災害応急対策の体系	○	
第2章 活動体制の確立		
第1節 組織	○	
第2節 動員配備	○	
第3節 通信連絡手段の確保	○	
第4節 <u>気象庁が発表する風水害に関する情報の収集</u> → <u>及び関係機関への伝達等</u>	○	
第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達	○	
第6節 災害救助法の適用及び運用	○	
第7節 応援協力体制の確立	⊖	
<u>第7節 広域的な応援要請</u>	新規項目	
<u>第8節 防災ヘリコプターの緊急運航の要請</u>	新規項目	
第9 <u>9</u> 節 自衛隊の災害派遣体制の確立	○	
<u>第10節 他機関に対する応援要請</u>	新規項目	
第10 <u>11</u> 節 技術者、技能者及び <u>労働者</u> の確保	○	
第11 <u>12</u> 節 ボランティアとの連携	○	
<u>第13節 帰宅困難者対策</u>	新規項目	

姫島村地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
第 11 14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	○	
第 12 15節 交通確保・ <u>輸送対策</u>	○	
第13節 緊急輸送	⊖	15節に含む
第 14 16節 広報 <u>活動</u> ・災害記録活動	○	
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動		
第1節 風水害に関する情報の収集・村民への伝達等	○	
第2節 火災に関する情報の収集・伝達	○	
第3節 水防	○	
第4節 避難の 勧告 ・指示等及び誘導	○	
第5節 救出救助	○	
第6節 救急医療活動	○	
第7節 消防活動	○	
第8節 被害 二次災害の 防止 防止活動	○	
第4章 被災者の保護・救 援 護のための活動		
第1節 避難所運営活動	○	
第2節 避難所外被災者の支援	○	
第3節 食料供給	○	
第4節 給水	○	
第5節 被服寝具その他生活必需品給与	○	
第6節 医療活動	○	
第7節 保健衛生活動	○	
<u>第8節 廃棄物処理</u>	○	新規節立て
第 9 9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	○	
第 9 10節 住宅の供給確保等	○	
第 10 11節 文教対策	○	
第 11 12節 社会秩序の維持・物価の安定等	○	
第 12 13節 義援物資の取扱い	○	
第 13 14節 高齢者・障がい者・要保護児童等に対する災害時福祉	○	県計画なし
第 14 15節 被災動物対策	○	
<u>第16節 地域の孤立化対策</u>	新規項目	
第5章 社会基盤の応急対策		
第1節 電気 、 、ガス 、 、簡易水道、下水道 、 電話、通信の応急対策	○	
第2節 道路 、 、港湾 、 、漁港等の応急対策	○	
第3節 農林水産業に関する応急対策	○	
第6章 災害応急対策		
第1節 海上災害応急対策	⊖	「事故等災害対策編」 として新たに編を構成 のうえ、内容を修正
第2節 航空機事故対策	⊖	
第3節 消防活動（第3章第7節を除く）	⊖	
第4節 集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策	⊖	
第5節 放射性物質事故対策及び原子力災害対策	⊖	
第4部 災害復旧・復興		
第1章 災害復旧・復興の基本方針	○	
第2章 公共土木施設等の災害復旧	○	
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	○	

姫島村地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
<u>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要</u>		
<u>第1節 経済・生活面の支援</u>	新規項目	
<u>第2節 住まいの確保・再建のための支援</u>	新規項目	
<u>第3節 農漁業・中小企業・自営業への支援</u>	新規項目	
<u>第5章 激甚災害の指定</u>		
<u>第1節 激甚災害指定の手続き</u>	新規項目	
<u>第2節 特別財政援助</u>	新規項目	
<u>事故等災害対策編</u>		新規編立て
<u>第1部 総則</u>		
<u>第1章 計画の目的</u>		
<u>第1節 計画の目的</u>	新規項目	
<u>第2節 計画の性格と内容</u>	新規項目	
<u>第3節 計画の理念</u>	新規項目	
<u>第4節 計画の位置付け</u>	新規項目	
<u>第5節 計画の修正</u>	新規項目	
<u>第6節 計画の周知</u>	新規項目	
<u>第7節 想定する事故等災害</u>	新規項目	
<u>第2部 共通する災害予防</u>		
<u>第3部 共通する災害応急対策</u>		
<u>第4部 共通する災害復旧・復興</u>		
<u>第5部 各種災害対策</u>		
<u>第1節 道路災害対策</u>	新規項目	
<u>第2節 航空機事故災害対策</u>	○	第3部第6章より移動内容を修正
<u>第13節 海上災害応急対策</u>	○	
<u>第4節 大規模な火災対策</u>	○	
<u>第5節 林野火災対策</u>	○	
<u>第56節 放射性物質事故対策及び原子力災害対策</u>	○	
<u>第7章 危険物等災害対策</u>	○	
<u>第8章 その他の災害対策</u>	○	

第7 主な改定項目

計画内容については全体的に見直し・修正を行っていますが、主な追加・改定項目は、次のとおりです。

■ 計画の構成等に関する主な改定事項

1. 事故等災害対策編の新規編立て

〔事故等災害対策編〕

県地域防災計画の構成と整合し、「風水害等その他災害対策編」を「風水害等対策編」とし、「事故等災害対策編」を新規編立てしました。

また、「事故等災害対策編」のうち、見直し前の「航空機事故災害対策」（今回「航空機災害対策」に修正）、「海上災害応急対策」（今回「海上災害対策」に修正）、「消防活動」（今回「大規模な火災対策」「林野火災対策」「危険物等災害対策」に分離修正）、「放射性物質事故対策及び原子力災害対策」、「集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策（今回「その他の災害対策」に修正）の各節の全面見直しに加え、「道路災害対策」を新規に記載しました。

2. 地域防災計画の位置付け、国土強靱化地域計画との関連

〔地震・津波対策編 第1部 第1章 第4節 計画の位置付け〕

〔風水害等対策編 第1部 第1章 第4節 計画の位置付け〕

地域防災計画の位置付けについて、根拠である災害対策基本法、上位計画となる国の防災基本計画や県地域防災計画との関連を記載しました。

また、地域強靱化に関する施策は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく「姫島村国土強靱化地域計画」を指針とすることを位置付けました。

■ 村及び防災関係機関の体制等に関する主な改定事項

1. 村及び防災関係機関の状況等の変化に伴う修正

〔全編〕

村内・近隣の組織・団体の名称等、姫島村及び防災関係機関の状況や環境の変化等に伴う、最新の状況・データに更新・修正を行いました。

2. 村及び防災関係機関の業務の大綱の見直し

〔地震・津波対策編 第1部 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱〕

〔風水害等対策編 第1部 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱〕

〔事故等災害対策編 第5部 各節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務〕

県地域防災計画の見直しや姫島村の現状を反映させ、村及び防災関係機関の業務の大綱の見直しを行いました。

3. 災害対策本部の体制、動員配備基準の見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第2章 第1節 組織、第2節 動員配備〕

〔風水害等対策編 第3部 第2章 第1節 組織、第2節 動員配備〕

災害対策本部設置前の体制を含めた村の防災体制について、設置基準、設置場所、処理すべき主な事務等を整理しました。

また、災害対策本部の組織について、本部会議や各対策部の構成員、本部長不在時の職務代埋者、本部会議の協議事項を明確にするとともに、災害対策本部各対策部の分掌事務を見直しました。

さらに、災害対策本部設置前の体制を含めた村職員の動員配備基準について、要員の確保方法を明確にするとともに、災害対策本部職員の勤務基準・配備方針を記載しました。

4. 災害情報のとりまとめ、伝達システムの明確化

〔地震・津波対策編 第3部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達〕

〔風水害等対策編 第3部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達〕

災害情報の迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、把握すべき被害情報、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）等を活用した収集の手段、その伝達系統などを記載しました。

■ 避難情報、気象・地震・津波情報・避難等に関する主な改定事項

1. 地震に関する災害の素因と誘因や災害に対する基本的な考え方

〔地震・津波対策編 第1部 第2章 第3節 災害の素因と誘因及び
災害に関する基本的な考え方〕

村を含めた大分県の地震に関する災害の素因と誘因や災害に対する基本的な考え方を、県地域防災計画を参考に記載しました。

2. 被害想定等の修正・記載

〔地震・津波対策編 第1部 第3章 地震・津波の特性、第5章 地震・津波の想定〕
〔風水害等対策編 第1部 第5章 被害の想定〕

村を含めた大分県の地震・津波の特性を、県地域防災計画を参考に記載するとともに、地震・津波の想定について、「平成30年度大分県地震被害想定調査」に基づいた想定結果を記載しました。

また、近年大分県に襲来した比較的大規模な豪雨災害・台風の状況について、県地域防災計画を参考に修正・記載しました。

3. 土砂災害対策の見直し

〔風水害等対策編 第2部 第2章 第1節 被害の未然防止事業〕

土砂災害対策として、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、土砂災害警戒区域等）への対策等、総合的な土砂災害対策について見直しました。

また、国土交通省通知〔令和5年11月10日付通知「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国水砂第208号）」〕に基づき、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用せず、それぞれの内容に応じて「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域等」と表記しました。

4. 防災訓練内容の見直し

〔地震・津波対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練〕
〔風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練〕

各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練について、訓練の種別、県の総合防災訓練への参加、図上訓練の実施、単独訓練の実施を修正・記載しました。

5. 要配慮者対策の推進

〔地震・津波対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保〕
〔風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保〕

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策について、地域における要配慮者対策、外国人の安全確保などを修正・記載しました。

また、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・活用を位置付けるとともに、福祉避難所設置の内容について記載しました。

6. 災害関連情報の改正等に伴う見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第2章 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達〕
〔風水害等対策編 第3部 第2章 第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達〕

災害関連情報の改正等を踏まえ、地震・津波情報等、防災気象情報等の内容・発表基準を最新の内容に更新するとともに、南海トラフ地震に関連する情報、キキクルの種類と概要、各種情報の伝達系統などについて修正・記載しました。

※キキクル：気象庁が提供する「危険度分布」の愛称。大雨による災害発生の危険度の高まりが地図上にリアルタイムで色分けされて表示される。

7. 災害救助法関連の見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第2章 第6節 災害救助法の適用及び運用、第3章 第4節 救出救助〕
〔風水害等対策編 第3部 第2章 第6節 災害救助法の適用及び運用、第3章 第5節 救出救助〕

災害救助法の適用基準について、県地域防災計画と整合させるとともに、被害の認定基準、応急救助の実施基準を記載しました。

また、災害救助法が適用された場合の救出について必要な措置を記載しました。

8. 災害時の村民への伝達等の見直し、水防活動の記載

〔地震・津波対策編 第3部 第3章 第1節 地震・津波に関する情報の村民への伝達等〕
〔風水害等対策編 第3部 第3章 第1節 風水害に関する情報の村民への伝達等、第2節 火災に関する情報の収集・伝達、第3節 水防〕

災害による被害の未然防止、拡大防止のための村民への呼びかけ内容や手段、災害のおそれがある異常な現象の通報先を修正しました。

また、風水害等対策編では、村全域の海岸が水位周知海岸に指定されているため、水防活動について記載しました。

9. 避難指示等発令の判断基準例の設定

〔地震・津波対策編 第3部 第3章 第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導〕
〔風水害等対策編 第3部 第3章 第4節 避難の指示等及び誘導〕

「避難情報に関するガイドライン」等を参考として、地震・津波、土砂災害・高潮・洪水それぞれの避難指示等発令の判断基準例を見直し・新規に設定しました。

また、警察官・海上保安官及び自衛官の行う避難措置、県の実施する避難措置を記載しました。

10. 避難者への対応の見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第4章 第1節 避難所運営活動、第2節 避難所外被災者の支援〕
〔風水害等対策編 第3部 第4章 第1節 避難所運営活動、第2節 避難所外被災者の支援〕

災害が発生した場合の、避難所の開設・運営に必要な事項を修正・記載するとともに、避難所における感染症対策、避難生活者の保護・救援、広域避難について記載しました。

また、避難所以外に避難している方に向けた情報の伝達活動、車中泊避難者への支援を記載しました。

11. 避難所の開設・運営に係る内容の修正・記載

〔地震・津波対策編 第3部 第4章 第1節 避難所運営活動〕
〔風水害等対策編 第3部 第4章 第1節 避難所運営活動〕

災害が発生した場合の、避難所の開設・運営に必要な事項を修正・記載しました。

また、避難所における感染症対策、避難生活者の保護・救援、広域避難について記載しました。

■ 防災基本計画・県地域防災計画との整合、その他の改訂事項

1. 地域の防災環境の整備

〔地震・津波対策編 第2部 第2章 第4節 地域の防災環境〕

〔風水害等対策編 第2部 第2章 第4節 地域の防災環境〕

地震・津波対策編については、地震災害に備えた防災的土地利用の推進や街区の防災構造化、地震火災の予防について記載しました。

また、風水害等対策編については、盛土規制法に基づく盛土等の災害予防対策や既成街区の防災対策、所有者不明土地法に基づく措置の活用について記載しました。

2. 県地震防災緊急事業5箇年計画の推進

〔地震・津波対策編 第2部 第2章 第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進〕

村の地震防災対策を計画的に推進するため、県の第6次地震防災緊急事業5箇年計画に基づき、防災事業の着実な推進を図るものとししました。

3. 水災対策の充実

〔風水害等対策編 第2部 第2章 第8節 水災防止対策の推進、第9節 減災対策協議会〕

島である村の地域特性を考慮し、地域の水害リスク等に対する水災防止対策の実施について記載しました。

また、村も構成員として参加している「東部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会」について記載しました。

4. 自主防災組織の充実活性化

〔地震・津波対策編 第2部 第3章 第1節 自主防災組織〕

〔風水害等対策編 第2部 第3章 第1節 自主防災組織〕

災害による被害の未然防止、軽減に有効となる村民の自主的な防災活動を行うための体制づくりとして、自主防災組織の果たす役割と活動、村の自主防災組織支援等の推進方針、津波からの避難計画、緊急避難場所・避難所、地区防災計画による防災活動などを修正・記載しました。

5. 防災教育の推進

〔地震・津波対策編 第2部 第3章 第3節 防災教育〕

〔風水害等対策編 第2部 第3章 第3節 防災教育〕

災害による人的被害をなくすため、防災や避難に必要な知識を啓発するための防災教育について、目標、学校等における防災教育、地域等における防災教育を修正・記載しました。

6. 消防団・ボランティアの育成・強化、連携

- 〔地震・津波対策編 第2部 第3章 第4節 消防団・ボランティアの育成・強化、
第3部 第2章 第12節 ボランティアとの連携〕
〔風水害等対策編 第2部 第3章 第4節 消防団・ボランティアの育成・強化、
第3部 第2章 第12節 ボランティアとの連携〕

災害に備えた消防団・ボランティアの育成・強化について、消防団の育成・強化、事業所の自主防災体制の充実、ボランティアの育成・強化を修正・記載しました。

また、災害時におけるボランティア活動の支援の組織体制（村社会福祉協議会との役割分担）、支援内容、現地災害ボランティアセンターの役割を記載しました。

7. 帰宅困難者への対応

- 〔地震・津波対策編 第2部 第3章 第6節 帰宅困難者の安全確保、
第3部 第2章 第13節 帰宅困難者対策〕
〔風水害等対策編 第3部 第2章 第13節 帰宅困難者対策〕

島である村の地域特性を考慮し、大規模災害発生時の帰宅困難者の安全確保のための宿泊場所の確保、村民・事業所・学校等への啓発などの事前措置について記載しました。

また、災害発生後における帰宅困難者への対応の基本方針、帰宅困難者対策の実施について記載しました。

8. 村民の自助・共助の推進

- 〔地震・津波対策編 第2部 第3章 第7節 村民運動の展開〕

「自助」「公助」による地域社会における防災力を向上させ、被害を最小限に抑える減災社会を実現するため、村民の自助の推進、共助の推進を記載しました。

9. 多様な情報伝達手段の活用

- 〔地震・津波対策編 第2部 第4章 第1節 初動体制の強化、
第3部 第2章 第3節 通信連絡手段の確保、第16章 広報活動・災害記録活動〕
〔風水害等対策編 第2部 第4章 第1節 初動体制の強化、
第3部 第2章 第3節 通信連絡手段の確保、第16章 広報活動・災害記録活動〕

防災情報の伝達手段の多重化として、村防災行政無線（各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備）に加え、Lアラート、村ホームページ、ケーブルテレビ姫島、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、緊急即報メール、LINE等SNSなどの多様な情報伝達手段を活用することを記載しました。

また、災害時における防災関係機関の保有する無線施設・設備の利用、非常通信措置について記載するとともに、広報活動の内容について記載しました。

10. 活動体制の確立に向けた準備

〔地震・津波対策編 第2部 第4章 第2節 活動体制の確立〕

〔風水害等対策編 第2部 第4章 第2節 活動体制の確立〕

災害に対する活動体制の確立について、村職員の防災能力の向上、広報体制の充実などについて修正・記載しました。

また、緊急通行車両・規制除外車両の事前申請手続きについて、修正・記載しました。

11. 救急医療対策の充実

〔地震・津波対策編 第2部 第4章 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実、第3部 第3章 第5節 救急医療活動〕

〔風水害等対策編 第2部 第4章 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実、第3部 第3章 第6節 救急医療活動〕

災害時の救急医療対策の派遣要請について、保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（大分DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、災害派遣福祉チーム（D W A T）、医療支援チーム、保健師等チーム等）などを位置付けました。

また、医療関係システムとして、「広域災害・救急医療情報システム」（E M I S）、「災害時保健医療福祉活動支援システム」（D 2 4 H）の活用を位置付けました。

さらに、災害発生時の救急医療活動の実施体制、村の救急医療活動について修正・記載しました。

12. 物資の備蓄及び供給

〔地震・津波対策編 第2部 第4章 第5節 救助物資の備蓄〕

〔風水害等対策編 第2部 第4章 第4節 救助物資の備蓄〕

災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うための新物資システム（B - P 1 o）の活用について記載しました。

また、孤立が想定される地域について、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄するとともに、毎年1回、物資の備蓄状況を公表することを記載しました。

13. 地域の孤立化対策

- 〔地震・津波対策編 第2部 第4章 第6節 地域の孤立化対策、
第3部 第4章 第15節 地域の孤立化対策〕
〔風水害等対策編 第2部 第4章 第5節 地域の孤立化対策、
第3部 第4章 第16節 地域の孤立化対策〕

島である村の地域特性を考慮し、孤立の未然防止や万が一の孤立に備えるため、孤立のおそれのある地域の把握、孤立の未然防止対策を記載しました。

また、大規模災害時における、村、県、電気通信事業者、道路管理者、警察等の孤立化対策の実施について記載しました。

14. 災害対策基金等の設置の検討

- 〔地震・津波対策編 第2部 第5章 第1節 災害対策基金の設置〕
〔風水害等対策編 第2部 第5章 第1節 災害対策基金の設置〕

その他の災害予防対策として、災害発生時における被害の抑制と速やかな復旧に備えた災害対策基金等の設置について検討することを記載しました。

15. 広域的な応援要請への備え

- 〔地震・津波対策編 第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請、
第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立〕
〔風水害等対策編 第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請、
第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立〕

大規模災害が発生し、村単独では災害応急対策等の実施が困難となる場合に備え、県内の市町村における相互応援協力体制、村における広域応援要請の実施、指定公共機関等相互の連携、応援の受入れについて記載しました。

また、自衛隊の災害派遣の要請系統、派遣要請先について、県地域防災計画を参考に記載しました。

16. 防災ヘリコプターの活用

- 〔地震・津波対策編 第3部 第2章 第8節 防災ヘリコプターの緊急運航の要請〕
〔風水害等対策編 第3部 第2章 第8節 防災ヘリコプターの緊急運航の要請〕

災害が発生した場合、被災者の捜索、救助活動などに活用するための県防災ヘリコプターの活用について、防災ヘリの活動内容、緊急運航の要件、緊急運航要請に係る手続き、村内のヘリポート（場外離着陸場）、要請連絡先及び連絡方法を記載しました。

17. 他機関への応援要請の実施

〔地震・津波対策編 第3部 第2章 第10節 他機関に対する応援要請〕
〔風水害等対策編 第3部 第2章 第10節 他機関に対する応援要請〕

災害が発生した場合、災害応急対策の実施に必要な協力を他の防災関係機関に求めるための協定等の締結状況、応援要請実施の考え方等を記載しました。

18. 交通確保・輸送対策の修正

〔地震・津波対策編 第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策〕
〔風水害等対策編 第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策〕

輸送対策について、県地域防災計画に整合して節を統合するとともに、内容を全面的に修正しました。

19. 国東市消防署姫島出張所と連携、緊急消防援助隊への応援要請

〔地震・津波対策編 第3部 第3章 第4節 救出救助、第6節 消防活動〕
〔風水害等対策編 第3部 第3章 第5節 救出救助、第7節 消防活動〕

災害時の消防活動について、国東市消防署姫島出張所と連携を図ることを記載するとともに、必要と判断される場合の協定に基づく外部への応援要請を記載しました。

また、緊急消防援助隊への応援要請系統を記載しました。

20. 二次災害の防止

〔地震・津波対策編 第3部 第3章 第7節 二次災害の防止活動〕
〔風水害等対策編 第3部 第3章 第8節 二次災害の防止活動〕

各種災害の二次災害防止活動について修正・記載しました。

また、被災建築物における石綿の飛散防止活動・対策について記載しました。

21. 被災者への支援（食料、飲料水及び生活用水、生活必需品等）

〔地震・津波対策編 第3部 第4章 第3節 食料供給、第4節 給水、
第5節 被服寝具その他生活必需品給与〕
〔風水害等対策編 第3部 第4章 第3節 食料供給、第4節 給水、
第5節 被服寝具その他生活必需品給与〕

被災者への支援として、食料供給、飲料水及び生活用水の供給、生活必需品の給与等を実施するため、必要な事項について修正・記載しました

また、それぞれについて、災害救助法が適用された場合の措置を記載しました。

22. 医療活動・保健衛生活動の実施内容の見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第4章 第6節 医療活動、第7節 保健衛生活動〕
〔風水害等対策編 第3部 第4章 第6節 医療活動、第7節 保健衛生活動〕

災害時における医療活動、保健衛生活動については、県保健医療福祉調整本部及び県地区災害対策本部保健所班（東部保健所）と連携して対応することを明記しました。

また、保健衛生活動の実施、防疫活動の実施、保健衛生活動の広報について記載しました。

23. 災害廃棄物処理の見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第4章 第8節 廃棄物処理〕
〔風水害等対策編 第3部 第4章 第8節 廃棄物処理〕

保健衛生活動から、廃棄物処理を分離・新規節立てし、災害廃棄物処理の基本方針を記載しました。

24. 行方不明者・遺体等の取扱いの見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第4章 第9節 行方不明者の搜索、遺体の取り扱い及び埋葬〕
〔風水害等対策編 第3部 第4章 第9節 行方不明者の搜索、遺体の取り扱い及び埋葬〕

行方不明者の搜索について、必要な事項を修正・記載するとともに、行方不明者の搜索、遺体の取り扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報、災害救助法の適用に関する事項を修正・記載しました。

25. 被災者への住宅の供給・居住の確保措置の見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第4章 第10節 住宅の供給確保等〕
〔風水害等対策編 第3部 第4章 第10節 住宅の供給確保等〕

被災者への住宅の供給及び居住の確保措置について、修正・記載するとともに、災害救助法の適用がない場合における村の実施措置について記載しました。

26. 災害時の幼児・児童・生徒対策の見直し、文化財対策の見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第4章 第11節 文教対策〕
〔風水害等対策編 第3部 第4章 第11節 文教対策〕

災害発生時における、幼児・児童・生徒への対策として、必要な事項を修正・記載するとともに、災害救助法が提供された場合の措置について記載しました。

また、文化財等が被災した場合の応急対策について、修正・記載しました。

27. 義援物資の取扱いの見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第4章 第13節 義援物資の取扱い〕

〔風水害等対策編 第3部 第4章 第13節 義援物資の取扱い〕

義援物資の取扱いについて基本方針を修正・記載するとともに、村に送付された場合の義援物資の取扱いを記載しました。

28. ライフライン各施設の応急対策の見直し

〔地震・津波対策編 第3部 第5章 第1節 電気、ガス、簡易水道、下水道、通信の応急対策、第2節 道路、港湾、漁港等の応急対策〕

〔風水害等対策編 第3部 第5章 第1節 電気、ガス、簡易水道、下水道、通信の応急対策、第2節 道路、港湾、漁港等の応急対策〕

村内のライフライン各施設の応急対策について、必要な事項を修正・記載するとともに、被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報を記載しました。

29. 災害復旧対策の権限代行制度

〔地震・津波対策編 第4部 第2章 公共土木施設等の災害復旧〕

〔風水害等対策編 第4部 第2章 公共土木施設等の災害復旧〕

村や県が大きな被害を受けた場合における道路の災害復旧対策について、県等が当該工事をを行うことが適当であると認められた場合の権限代行制度を記載しました。

30. 被災者・被災事業者の自立支援

〔地震・津波対策編 第4部 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立〕

〔風水害等対策編 第4部 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立〕

被災者・被災事業者の自立を総合的に支援するための住民サポートセンター（仮称）の設置、災害ケースマネジメントの実施等による被災者支援等を記載するとともに、災害義援金の配分に係る事項について修正・記載しました。

31. 被災者支援の内容、激甚災害に関する記載

〔地震・津波対策編 第4部 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要、第5章 激甚災害の指定〕

〔風水害等対策編 第4部 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要、第5章 激甚災害の指定〕

被災者支援に関する各種制度について、経済・生活面の支援、住まいの確保・再建のための支援、農漁業・中小企業・自営業への支援を記載しました。

また、激甚災害の指定について、激甚災害指定の手続き、特別財政援助について記載しました。

32. 南海トラフ臨時情報発表時の災害応急対策

〔地震・津波対策編 第5部 第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等〕

南海トラフ地震防災対策推進計画の時間差発生時等における円滑な避難の確保等について、その概要、南海トラフ臨時情報（調査中）（巨大地震注意）（巨大地震警戒）それぞれについて、当該情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置を記載しました。